

## 第 28 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 11 月 24 日（木）午前 9 時 30 分から午前 10 時 35 分

2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	9 番	高田 照美	10 番	白川 秋信	
	12 番	小山 重和			

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の平成 26 年度第 8 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 28 年度第 28 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 号 「農業経営基盤法の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係主任 日高 隆一郎

【総合農政課 農業再生対策係長 鮫島 幸紀】

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立

していることを報告いたします。

議長 長 ただ今から、第 28 回農業委員会定例総会を開会いたします。  
議長 長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい  
でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。(議席番号) 6 番、  
中峰 義哉 委員。7 番、石堂 かよ子 委員を指名します。

議長 長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条  
第 1 項の規定による平成 26 年度第 8 号農用地利用集積計画の一部変更  
に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より議案第 1 号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第 1 号について説明いたします。

議案第 1 号は、農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権 1 件)につ  
いて承認を求めるものでございます。資料は 2 ページから 5 ページに関する  
ものです。

平成 26 年度第 8 号にて承認されました、平成 27 年 3 月 31 日付け公告  
の一部変更について、貸す人・A。借る人・B の案件であります。

3 ページは農用地利用集積変更計画総括表です。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の 5 年間を設定期間とする、  
田 1,795 m<sup>2</sup> を平成 28 年 10 月 30 日に合意解約、理由は所有権移転のため、  
取消しをするものです。

資料 4 ページをお開きください。変更計画内訳書について説明いたしま  
す。

整理番号 1 番は、利用権設定をする者は南種子町〇〇××番地 A、利  
用権設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 B です。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。

現況地目は 田、面積は 1,795 m<sup>2</sup> であります。

取消しの理由については、所有権移転のため合意解約するものです。

5 ページには個別資料を添付しておりますので、お目通しのほうをよろ  
しくお願いします。

以上、1 号議案について承認を求めるものでございます。よろしくお願  
いいたします。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 長 ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第 1 号については、原案どおり決定する  
ことに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決

定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成28年度第28号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。

事務局より議案第2号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 議案第2号について説明いたします。

議案第2号は、農用地利用集積計画の承認について、平成28年11月30日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権4件・所有権移転2件・賃借権一時貸付1件を定めたいので承認を求めるものでございます。

資料9ページをお開きください。利用権設定の総括表です。

公告日は平成28年11月30日で、期間の始期を28年12月1日から終期が33年11月30日の5年間存続が4件で、畑 36,021㎡の申請であります。

10ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

今回、利用権設定をする方は南種子町〇〇××番地のCさん 外3件で、利用権を受ける方は〇〇××番地 Dさん 外3件です。

現況は、畑が7筆の36,021㎡です。設定期間は、5年間設定です。

個別の資料については11ページから16ページに字図を添付してありますので、お目通しをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続いて、資料17ページをお開きください。所有権移転の総括表です。

鹿児島県地域振興公社が買い受ける事案であります。公告日は平成28年11月30日、対価支払いが28年12月13日・引渡時期が28年12月13日で、畑の6,322㎡で、所有権移転をする者の数が2名でございます。

資料18ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号1番、所有権移転をする者は〇〇××番地 E、所有権移転を受ける者は公益財団法人 鹿児島県地域振興公社であります。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外1筆、合計面積が3,848㎡の所有権の移転で、権利の内容は、さつまいも作付けで、売買で 対価 〇〇円です。

整理番号2番。所有権移転をする者は愛知県豊橋市〇〇××番地 F、所有権移転を受ける者は公益財団法人 鹿児島県地域振興公社であります。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外1筆。合計面積が2,474㎡の所有権移転で、権利の内容は、さつまいも作付けで、売買で 対価 〇〇円です。

申請内容については以上であります。個別の同意書など関係資料は 19 ページから 20 ページに、字図を 21 ページから 23 ページに添付してあります。お目通しをお願いいたします。

続いて、資料 24 ページをお開きください。利用権設定の総括表です。

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社が一時貸し付ける事案であります。公告日は平成 28 年 11 月 30 日、期間の始期を 28 年 12 月 1 日・終期が 30 年 11 月 30 日の 2 年間で、田が 1,988 m<sup>2</sup>、畑が 6,862 m<sup>2</sup> で、合計 8,850 m<sup>2</sup> の申請であります。

資料 25 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号 1 番。利用権設定をする者は公益財団法人 鹿児島県地域振興公社、利用権設定を受ける者は南種子町〇〇××番地 G。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外 2 筆。(現況は)田が 1,988 m<sup>2</sup>、畑が 6,862 m<sup>2</sup>、合計面積が 8,850 m<sup>2</sup> の賃貸借権で、権利の内容は、牧草と水稲作付け、2 年間の存続期間でございます。

申請内容は以上であります。個人の同意書など関係資料は 26 ページから 28 ページに添付してあります。お目通しをよろしく願います。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、(2 号議案について)承認を求めるものです。説明を終わります。よろしく願います。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
(「はい。」の声あり)

議 長 はい、白川委員。

10 番委員 えっと、この 1 反当たりの売買の価格は〇〇円とか〇〇円とかあるんですけど、これは、この当事者と地域振興公社との話し合いで決めているんですか。

議 長 はい。事務局。

事 務 局 えー、地域振興公社のほうを買受人と、今後買受を予定している方と面接を行っております。また、土地の所在の持ち主の方と、それから買受人との話し合いの中で、1 反当たり幾らということで話し合いがされ、一時公社が預かるという形で、設定を行っているところです。

議 長 はい、白川委員。

10 番委員 えー、貸付じゃなかよね。もう売買やろが。

事 務 局 はい、売買です。

10 番委員 いや、〇〇円の差、開きがあつとやなあ、1 反歩当たりな。反当〇〇円、〇〇円と言えば、結構な金額だと思うんですが、当事者と地域振興公社、売る人との話し合いということですか。

議 長 事務局。  
事務局 はい。間に地域振興公社が入る訳ですが、最終的には売り手と買い手の  
ほうの話し合いの結果の下に決定をした金額になってきます。

議 長 白川委員、よろしいですか。  
10 番委員 はい。  
議 長 他にないですか。  
(「はい。」の声あり)

9 番委員 はい。確認をさせてください。資料の 10 ページ、整理番号 4 番、H さ  
んは、たばこの耕作者ですか。

議 長 事務局。  
事務局 はい。Hさんは、たばこのほうの生産を行っている方です。  
9 番委員 はい。分かりました。  
議 長 他にありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号については、原案どおり決定する  
ことに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決  
定いたします。議案第 2 号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人・I、  
譲受人・J 外 5 件を議題にいたします。  
なお、議題第 3 号 整理番号 3 番について、中里委員が農業委員会法第  
24 条 議事参与の制限に該当することとなりますので、中里委員の退場を  
求めます。  
(中里 安男 委員、退場)

議 長 事務局より先に、議案第 3 号 整理番号 3 番の説明をお願いします。日  
高主任。  
事務局 資料の 29 ページをお開きください。  
議案第 3 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求  
めるもので、所有権の移転が 6 件です。先ず、整理番号 3 番について、資  
料を読み上げます。  
整理番号 3 番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 K さん。譲受人が南  
種子町〇〇××番地 L さんです。  
土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は 1,383 ㎡。  
所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。  
この件につきましては、33 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条  
第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
参考資料は 42 ページから添付しています。  
この件につきましては、11 月 10 日の現地調査により耕作等について確  
認しております。以上で説明を終わります。

議長 長 　　ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号3番、高田農地部長。

農地部長 　　この件につきましては、11月10日の日に現地確認をしたところでございますけれども、Lさんにつきましては、この土地は、前の段階で内容を言いますと、Kさんの父、MさんとLさんのお父さんと経営移譲をする段階において、土地の名義の取り違えがあったというようなことで、まあ親父の段階で名義の差し替えをしなければいけなかったものを、そのままの状態に経営移譲を受けたというようなことで、ただ名義のやり取りだけで、土地代のやり取りがあった訳じゃないということで、贈与という形での地目変更ということになりまして、先ず税金の対象から外したいという考え方で提案でございます。よろしくお願ひしたいということでございます。以上です。

議長 長 　　説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 　　ありませんか。  
（「異議なし。」の声あり）

議長 長 　　異議がないようですので、議案第3号 整理番号3番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。（議案第3号）整理番号3番については原案どおり決定いたしました。

議長 長 　　中里委員の入場を求めます。  
（中里 安男 委員、入場）

議長 長 　　引き続き、事務局より議案第3号 整理番号3番以外の説明をお願いします。日高主任。

事務局 　　資料の29ページをお開きください。整理番号1番から、資料を読み上げます。  
整理番号1番。譲渡人が静岡県藤枝市△△××丁目××番地 Iさん。譲受人が南種子町〇〇××番地 Jさんです。  
土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は700㎡。  
他に、同字に1筆、字△△に1筆の合計で3筆、地積合計は1,580㎡です。  
所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。  
この件につきましては、31ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
参考資料は37ページから添付しています。この件につきましては、資料38ページ・39ページに参考資料を付けていますが、平成24年度の県営中山間地域総合整備事業によって、換地処分を受けるもので、<sup>いま</sup>今仮地番の状態、この登記がまだ済んでおりません。ですので、また後で質疑を受

けたいと思いますが、資料 39 ページの 34・37 番の土地が今回、3 条申請に該当するところでありまして、資料 38 ページの左下に若干太く線を囲っているところが該当する土地となります。

引き続きまして、整理番号 2 番について説明いたします。

整理番号 2 番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 N さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 O さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は 499 m<sup>2</sup>。

他に、同字に 1 筆、字△△に 6 筆、字△△に 4 筆、字△△に 1 筆の合計で 13 筆、地積合計は 11,548 m<sup>2</sup> です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、32 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 40 ページから添付しています。

資料 30 ページをお願いします。

整理番号 4 番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 P さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 Q さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。登記地目は 田、現況地目は 畑、地積は 1,688 m<sup>2</sup> です。

他に、同字に 2 筆の合計で 3 筆、地積合計は 5,374 m<sup>2</sup> です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、34 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 44 ページから添付しています。

整理番号 5 番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 R さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 S さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は 919 m<sup>2</sup>。

他に、同字に 4 筆の合計で 5 筆、地積合計は 3,003 m<sup>2</sup> です。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、35 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積については、中種子町に 2,300 m<sup>2</sup> の農地を取得しており、今回取得する農地 3,003 m<sup>2</sup> と合わせまして 5,303 m<sup>2</sup> になることから該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 46 ページから添付しています。

整理番号 6 番。譲渡人が南種子町〇〇××番地 T さん。譲受人が南種子町〇〇××番地 U さんです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は 1,429 m<sup>2</sup> です。

所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、36 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積については、両親と農業経営を一緒に行っており、

両親の経営面積が 3,587 m<sup>2</sup> で、今回取得する農地の面積と合わせまして 5,016 m<sup>2</sup> になることから該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 46 ページから添付しています。

以上、5 件につきましては、11 月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。整理番号 1 番・2 番については、私の方から説明をいたします。

5 番委員 整理番号 1 番。I さんから J さんへの所有権移転でございます。38 ページの、ここに換地で、I の分がある訳ですけれども、ここに V のものがありまして、V と J さんは、姻戚関係でありまして、前もってこの土地を買っていたものですから、I の分がここに換地されましたので、ここを 1 枚になすということで、I の分を買い取ったということでございます。I さんは、高校卒業をして静岡のほうに就職しまして、今はもう静岡のほうに住んでいて耕作が出来ないということで、J さんに所有権を移転したという経緯でございます。

整理番号 2 番ですけれども、N さんと O さんは、姻戚関係にありまして、N さんは元々、△△におりまして、両親、お母さんがおるのかな、ですけれども耕作が出来ないということで、O さんに土地を全部やりまして、O さんが、耕作をするということで、今現地調査の時に見た感じでは、ものすごい荒れている訳ですけれども、少しずつ拓いて耕作したいという本人の意向もあります。そういうことで、この整理番号 2 番に関しては、急には拓きも出来ないと思うんですけど、少しずつやっていくという本人の希望もありますので、ひとつご審議方よろしくお願ひしたいと思います。

議長 長 整理番号 4 番、小山委員。

12 番委員 はい。整理番号 4 番は P さんと Q さんですね。Q さんは現在〇〇工場の経営者であるし、畑も 8 町歩、田んぼも 1 町歩ということで、社員を使って経営をしているところでございます。まあ、P さんも、90 歳ということで、まあ高齢であり自分で耕作も出来ず銭も必要だということでですね、また処分したいということで、まあ Q さんの自宅の近くですので、この売買に関する田んぼとですね、と農地は、ということで、経営拡大ということでの所有権移転ということでございますので、審議方よろしくお願ひします。以上です。

詳しいことは事務局のほうから説明がありましたので、簡単に申し訳ありません。よろしくお願ひします。

議長 長 整理番号 5 番、寺田委員。

1 番委員 R さんと S さんは兄弟でございまして、先ほど事務局から説明がありましたように、中種子のほうにシキミを 2,300 m<sup>2</sup> 作っておられまして、それから口ベが 3,800 m<sup>2</sup>、それから米、田んぼのほうですけれども、5筆になっておりますけれども、現場は3枚になっておりまして、構造改善をして耕作しやすい大きな田んぼになっているようでございます。以前から兄貴のRさんと 共同作業ということで、作付けなり収穫なりやっているようでございますので、今後とも効率的に水田は利用されるものと思います。以上です。

議 長 整理番号6番、池亀委員。

2 番委員 T から U。この U さんは新たに農業を始めると、この人の旦那さんは農協で働いておるということで、またその畑にハウスを造りまして今、日本一の花である、鹿児島ブランドであるレザーリーフファンを作っております。そして1反歩で170万を年間上げる見込みで、一生懸命頑張っておるところでございしますが、新たに農業を始めますので、農業委員の皆さま、何かこう新たな農業を始める、こういう人に何かまた補助等が色々ございましたら、ご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号 整理番号1番・2番・4番・5番・6番については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号 整理番号1番・2番・4番・5番・6番については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題にします。申請人・W。事務局より議案第4号の説明をお願いします。日高主任。

事 務 局 資料51ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第4条の規定による許可申請について審査を求めるもので、転用申請が1件です。なお、この案件につきましては、申請者から始末書付きの追認案件になります。それでは資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が南種子町〇〇××番地 Wさん。

土地の所在は、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は606 m<sup>2</sup>です。

転用計画としまして、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、平成28年8月から平成28年9月まで。

資金は、建築費 〇〇円、その他 〇〇円、計 〇〇円で、全て自己資

金によるものです。

転用目的としましては、農業用施設の堆肥場です。

面積につきましては、建築物として堆肥場 1 棟、195.04 m<sup>2</sup>。所要面積 606 m<sup>2</sup>です。

転用事由の詳細としましては、「現在使用している堆肥場が手狭になり、今後堆肥の生産量が増えてくるため堆肥場建築を考えております。」とのことです。

転用することによって生ずる付近の土地作物、家畜等の被害の防除施設の概要としまして、「申請地東側は農道、その他は防風林に囲まれています。農道界の法面は、コンクリートで保護し、土砂の流出を防止します。また、隣接農地への通路を確保します。雨水は自然流下で、周囲の土地や作物に及ぼす被害はありませんが、十分留意いたします。」となっております。

なお、申請地は農業振興地域内農用区域外、都市計画区域内で、農地区区分は「第 1 種農地」であり、許可基準は「農業用施設等」に該当すると思われる。

参考資料は 52 ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、11 月 10 日の現地調査において申請内容等について確認を実施しております。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ補足説明をお願いします。古市委員。

4 番委員 この現場は既に建物が建ってしまっていて、それに気付いたのが先月の初めやったと思うんですけど、事務局に聞いたら、まだ連絡（申請）が出ていないということで、それからのことです。本人に聞くと、もう許可（申請）は出していると思ったということで、後になりましたけれど、まあ 10 日の現地調査で見た結果、建物が出来て、既に堆肥も入れていました。そして道路との法面に関してもコンクリを打ってピシヤツとしていたんですけど、許可のほうの後になってしまったんですけど。それを見た結果、非常に立派な堆肥場とされていたのではないかと思います。まあ隣り近所・隣接地に別に害を及ぼすようなことも無いし、ひとつ残念なのが、許可（申請）が遅れたということなんですけど。始末書を書いて出しているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
(挙手あり)

議長 長 はい。小山委員。

12 番委員 はい。51 ページの備考欄ですけど、①農用区域外、③農地区分第 1 種農地となっているんですけど、どういう関連ですか。

議 長 事務局。もう一度説明をお願いします。

事 務 局 ただ今の質問は、「第1種農地」であるのに、何故「農用地区域外」なのかということを書いたかったのだと思います。

えー、この土地は農業振興地域内ではあるんですが、この××という筆については、現段階では農用地区域からは外れておる地番です。まあ「第1種農地」と判断した理由につきましては、この地籍図とかでは分かり難いんですが、この周辺すべて農地になっていまして、10ヘクタール以上の大規模な農地の繋がりがあるということで、農地の区分としては「第1種農地」として判断しております。以上です。

議 長 小山委員。よろしいですか。

12 番委員 よろしいです。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい。白川委員。

10 番委員 はい。これは事前着工になるんですが、警告しないんですか。

議 長 あの、担当地区委員から、その件については今、説明があったと思うんですけれども。

10 番委員 あの、何か始末書云々ちえ言わんかったけ。

議 長 はい。そういう話をしている訳ですけれども。事務局から何か回答できますか。

(挙手あり)

議 長 はい。局長。

事 務 局 この件について、説明をさせていただきますが、白川委員のお尋ね、正<sup>まさ</sup>しくおっしゃるとおり事前着手です。

ただ、農業委員会としては、本人が南種子の某事務所にお金も払って、手続きを申請したつもりであるという話でありました。10月12日に正式に申請書があがった訳ですけれども、その中で、農業委員会の事務所の中で、こういった事案があった場合に、本人からの顛末書の様式がございませぬ。それを書いていただいて、農業委員会は申請を受理したと、あくまでもこじれていきますと、勧告なり、色々難しくなっていく案件ですけれども、本人がそれに従って、その書類を付けて申請しました。

それとその後については、建築確認のほうに移行する訳ですけれども、これは農業委員会が負うところではなくて、申請の段階では配置図を添付してもらって、転用申請をもらうということで、先ほど事務局の日高主任から説明もありましたけれども、追認の案件でございます。よろしくお願ひします。

議 長 白川委員。よろしいですか。

10 番委員 はい。

議 長 はい、他にありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。譲渡人・X、譲受人・Y、Z。

事務局より議案第5号の説明をお願いします。日高主任。

事 務 局 資料57ページをお開きください。

議案第5号は、農地法第5条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が南種子町〇〇××番地 YさんとZさん。譲渡人が大阪府高槻市△△××丁目×番×号 Xさん。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は畑。地積は500㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、平成28年12月から平成29年3月までの4ヶ月。

資金は、土地取得費 〇〇円・造成費 〇〇円・建築費として居宅 〇〇円・物置 〇〇円の合計 〇〇円で、全て融資となっています。

転用目的としましては、一般住宅です。

転用事由の詳細としまして、「現在借家住まいで手狭なうえ、今年度中での退去を迫られているため」とのことです。周囲の状況につきましては、東側に国道、南・北・西側に農地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、(1)造成計画が、盛土を最高0.5m、最低0.3m行う。(2)それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。(3)周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅1.5m程度設ける。(4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外、及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。

参考資料は58ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、11月10日の現地調査において、申請内容等について確認をしております。

資料58ページの、住宅地図の添付資料を付けているんですが、ちょうど資料の中央ぐらいに申請地ということで、細長く2筆ほど縦長に線を引いているんですが、場所としましては、この2本の斜線を引いている土地の、大体中央から右半分が今回の申請地となっておりますので、よろしく

お願いします。資料 59 ページの字図も同様ですので、見ていただければと思います。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、担当地区委員から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いします。寺田委員。

1 番委員 はい。先ほど事務局から説明があったとおりでございます。Ｙさんのほうが〇〇の社宅に入っていたんですけれども、10 年ぐらいで譲らなければいけないということで、強制ではないようなんですけれども、それが慣例というふうになっているようでございまして、この土地をしたんですけれども、今度、奥さんのＺさんという方の（親である） a なんですけれども、その土地は a さんが X さんから以前から借りて牧草を作っているところでございまして、ちょうど〇〇ハイツのところの土地・牧草地がありまして、そこは他の人、b さんが作っていたんですけれども、その人と△△の c さん 宅の後ろの農地と利用交換をしまして、それで牧草を W さんの畑と同時に今まで作っていたところでございます。そこに造ります関係上、北のほうの土地は牧草ということで、被害はないであろうということとあります。住宅が立ち並ぶところでございまして、条件的にはそこしかないんじゃないかなということでございます。

一番懸念をするのは排水溝の問題でございますけれども、排水溝が国道のほうに相当近いんですけれども、南のほうさなあ農地がずっと伸びているような形で造られております。盛土を 0.5m ぐらいして上げるんですけれども、それでも国道のほうには排水は出来ない設計であります。それを相当上げなくては国道のほうに水が流れないということで、経費が掛かるということで、止むを得ず農道のほうさなあ側溝をずっと造るという計画でございます。更にそれによって、その土地が利用できないかということ、以前と同じように牧草を作付する計画でございますので、そんなに深く耕耘をしたりすることはないだろうということ、支障はないものと考えております。以上です。

議長 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 質疑ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 長 異議がないようですので、議案第 5 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 5 号については原案どおり決定いたしました。

議長 長 議案第 6 号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について、を議題とします。

事務局より議案第 6 号の説明をお願いします。総合農政課 鮫島係長。

それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正なのですが、県のほうが農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針というのを概ね5年ごとに策定をしております。これが今回、平成28年3月に策定をされまして、それに伴う見直しという形になります。これについては、平成26年に先ず新規の就農者、認定新規就農者を町のほうで認定するということになりまして、その時で大幅な変更をされておりまして、その後の2年弱での見直しということで、県のほうも農業等の見直しが主な変更でありまして、営農類型等については熊毛支庁とも話し合おうんですが、2年前に見直しをしているので変更の必要はないのかなということで、文言修正が主なものとなっております。

新旧対照表を付けていますので、ここで説明をさせていただきたいと思います。

新旧対照表の5ページになります、『第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標』ということで、今まで赤字で書かれているところが増える部分になりますが、今までは『経営の安定を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。』ということで書いていたんですが、これはレーザーリーフファンのほうが先行している関係で、レーザーの施設導入が多かった時期の文言ということになっておりましたので、ここが近年については、『青果用さつまいも・スナップエンドウ等の園芸作物の面積が拡大している。』ということで、この部分の文言修正を掛けております。

あと6ページになりますが、ここについては地域の話し合いについて書いているところで、国のほうが平成24年から『人・農地プラン』の推進をしておりますので、『人・農地プラン』のほうの文言追加、それから農業委員等をお願いして貸出農地の掘り起こしを強化しているということで書いていたんですが、ここに『・農地利用最適化推進委員』ということでの追加を行っているところになります。

あと7ページになりますが、『農業生産法人等』とあったんですが、『農地所有適格法人(等)』ということで名称が変わっておりますので、これから以降、『農業生産法人』というのが、『農地所有適格法人』ということで、変更をしております。

あと中段ぐらいで、農業委員会のほうで毎年『担い手農家』ということで策定・選定をしているところなんですが、『担い手農家』のほうにも『認定農業者等』と同じように農地のあつ旋等を行っている関係で、ここにも農業委員会で定めている担い手農業者についても、文言を加えたほうがいいのではないかとということで、『農業委員会が認める担い手農業者についても同様の支援措置を行う(こととし、)』ということで、認定農業者、認定新規就農者と同程度、同じ支援を行っているということで、文言の修正をしているところになります。

それから主な修正箇所は17ページ目、農用地の集積に関する目標なんですけど、年度が35年度目標を2年前にしていたんですが、県のほうが『37年度』までの目標ということで、変更になっていますので年度の変更を行っているところになります。

主な変更点については、以上になります。よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 ありませんか。

議長 (新旧対照表) 1ページから36ページまで、数十ページに亘る資料なんですけど、前もって総会資料を送付しておりますので、皆、目を通していただいていると思っております。

議長 何か質問等ありませんか。

(挙手あり)

議長 1番委員 はい。寺田委員。

質問ではございませんけれども、どうも気になってしょうがないところがありまして、14ページからですけれども、畜産に対する『衛生対策』の『衛生』が『衛星』と、全て『星』になっておりまして、どうも気になります。一応、気になりますから言っておきます。

議長 はい。正しくは『衛生』、『生まれる』という漢字ですね。係長よろしいでしょうか。

総合農政課 議長 はい。修正をさせていただきます。申し訳ありません。

議長 係長いいですか。

総合農政課 議長 はい。

議長 他にありませんか。

議長 ありませんですね。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第6号については、畜産の関係の『衛星』の字を『星』から『生(まれる)』に変えるということで、原案どおり決定したいと思います。

議長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。